

令和7年度（2025年度）生

箕面市奨学生募集要項 【貸与型奨学金】

箕面市では、高等学校等へ進学するにあたり、経済的理由により
修学が困難な方を対象として、奨学金を貸与します。

申請に際しては、この募集要項を熟読のうえ、手続きしてください。
また、不明な点等については、下記までお問い合わせください。

申請手続きは、申請者（高等学校等在学者）又は保護者のかたが、
申請書類をご持参のうえ、ご来庁ください。
（郵送での受付はできません。）
他の公共施設（支所等）では、箕面市奨学資金に係る受付業務は
行っていません。

<問い合わせ・提出先>

箕 面 市 教 育 委 員 会

（子ども未来創造局 学校生活支援室）

〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市役所 別館3階

電話番号：072-724-6760 F A X 番号：072-724-6010

ホームページ：<https://www.city.minoh.lg.jp/>

1 資格要件 【以下の ~ の資格のいずれにも該当することが必要です。】

次の対象となる学校に在籍しているかた

<対象となる学校>

- ア 学校教育法第1条に規定する高等学校又は高等専門学校
- イ 学校教育法第124条に規定する専修学校（修業年限が2年以上の高等課程に限る。）
- ウ 学校教育法第134条に規定する各種学校のうち、外国籍を有する生徒の教育を目的とした外国人学校で日本の高等教育課程に準ずる学校

<対象とならない学校>

- ・ 学校教育法第124条に規定する専修学校のうち、上記イ以外の学校（専門課程、一般課程及び修業年限が2年未満の専修学校）
- ・ 海外に所在する学校
- ・ 短期大学、大学及び大学院

保護者が箕面市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されているかた

- ・ 外国籍のかたも貸与の対象となります。ただし、留学生は奨学資金の貸与対象とはなりません。また、返還期間については、在留資格の有する期間とします。

経済的理由により修学が困難なかた

- ・ 申請者の属する世帯の構成員全員の総所得金額等の合計額の総額が、生活保護法に規定する需要額（生活保護基準額）の1.5倍の範囲内にあるかたが対象となります。

給与収入の場合の総所得金額等の合計額とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（申告分離税の所得がある場合には加算した金額）から、損失の繰越控除がある場合には、それを適用して計算したもの。

【例：4名家族<父45歳、母43歳、本人16歳、弟14歳(中学生)借家/家賃51,000円>の場合】

→ 約441万円（基準年度・世帯構成数・個人年齢・就学状況・住宅状況等によって異なります。）

2 募集人数

公立：20人程度 私立：20人程度

3 貸与金額

下表の金額 及び のうち、どちらか低い額の範囲内で、月額（公立等：12,500円、私立等：25,000円）を整数倍した額を貸与します。

学校区分	金額	金額
公立	月額12,500円に申請月以降の当該学年残月数を乗じた額	申請月以降、当該学年において学校等に納入する（又は必要な）費用の額
私立	月額25,000円に申請月以降の当該学年残月数を乗じた額	

【例：私立高校に在学し、申請月（4月）以降、当該年度において210,000円を学校等に納入する場合】

前項金額・・・月額25,000円×12か月で300,000円

前項金額・・・この奨学生が学校に納入する費用は210,000円

前項金額 及び のうち、低い額は の210,000円。

この額の範囲内で、月額 25,000 円を整数倍した額、200,000 円（25,000 円×8）が、この場合の貸与額（年額）となります。

4 申請書等の提出（受付）期間

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日（火）～ 4 月 25 日（金）

月曜日～金曜日の開庁時間内（午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分）に持参してください。

5 提出書類

【必ず提出が必要な書類】

奨学生申請書（別添「様式第 1 号」）

- ・申請者（高等学校等在学者）及び親権者が、それぞれご記入ください。

申請者（高等学校等在学者）が自署していない申請は受付できません。

奨学生推薦書（別添「様式第 2 号」）

- ・在籍している学校に作成を依頼してください。

令和 7 年度の在学を証明する書類

- ・在学証明書や学生証等の写しなど

令和 7 年度において学校等に納入する費用や納入時期等が記載された書類

- ・在籍校から配布された書類の写しを提出してください。
在籍校に費用の内訳を問い合わせる場合があります。

在籍校での目標（申請者自筆）

- ・申請者（高等学校等在学者）が作成してください。

申請者が自署していない申請は受付できません。

家庭状況調査票（別添様式）

【一部のかたのみ提出が必要な書類】

住民票の写し（奨学生申請書の同意書に署名された場合は不要です。）

- ・3 ヶ月以内に発行のものを提出してください。

収入状況を証明する書類（令和 6 年 1 月 1 日以前から箕面市に在住のかたで、奨学生申請書の同意書に署名された場合は不要です。）

- ・令和 5 年中の申請者の属する世帯の構成員全員の総所得金額等の合計額を証明する書類（源泉徴収票の写し、確定申告書（控）の写し、所得証明書など）

-
- ・その他、必要に応じて奨学資金の貸与を希望する理由を証明する書類等を添付していただくことがあります。
 - ・提出書類は、決定・不決定の如何に関わらず、一切返還いたしません。
 - ・申請に要する費用（住民票の写し等の発行手数料など）は、申請者の負担となります。

6 奨学生の決定

奨学生は、募集人数（貸与計画額）の範囲内で修学困難度の高い順に決定します。

募集人数（貸与計画額）を超えて申請があった場合は、箕面市奨学生選考委員会に諮問のうえ、修学困難度が高いと判断されたかたから順に決定します。したがって、貸与資格のあるかたでも採用できず、貸与できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

奨学生に決定されたかたには、5月中旬頃、箕面市教育委員会から奨学生決定通知書及び必要書類（7 貸与の方法（下記）参照）を郵送します。

7 貸与の方法

奨学生は、箕面市教育委員会から郵送される必要書類の様式がお手元に届き次第、すみやかに下記の必要書類一式を箕面市教育委員会にご提出ください。学校等に支払いする時期に合わせて、奨学金を奨学生本人名義の預貯金口座に振り込みます。

【必要書類】

- ・申請者及び連帯保証人2名の住民票の写し（本籍及び筆頭者の記載があるもの）
- ・連帯保証人2名の印鑑登録証明書
- ・誓約書、奨学資金借用証書兼同意書、口座振替依頼書、請求書

奨学金の貸与手続きに要する費用（住民票の写し、印鑑登録証明書の発行手数料、収入印紙など）は、奨学生の負担となります。

8 連帯保証人の届け出

奨学金の貸与が決定した場合、連帯保証人として、以下の2名の届け出が必要となります。

- 1) 親権者のうち主たる生計維持者 1名
- 2) 奨学生と同一世帯に属さない者 1名

9 貸与の期間

在学する学校における正規の修業年限に相当する期間

- ・決定した後であっても、資格要件を有しなくなった場合等は、奨学金の貸与を終了します。
- ・留年等による期間延長はできません。
- ・奨学生が休学した場合、その期間の奨学金の貸与を一時停止し、復学後、奨学生の申請により残期間分の貸与を再開します。

10 返還について

- ・利息等：無利息（規定年限内）
- ・規定年限：貸与の必要がなくなった日（卒業に伴う貸与期間終了、資格喪失による貸与廃止など）の翌月から起算して10年以内
- ・返還方法：月賦（毎月）半年賦（年2回）または年賦（年1回）のいずれか
- ・返還が滞った場合は、民法419条に基づき、遅延損害金が課されますので、あらかじめご承知願います。